



綾瀬市 保育士奨学金返済補助金のご案内



奨学金を利用して保育士の資格を取得し、市内の保育施設に就労した方に対し、奨学金の返済費用の一部を補助する制度です。

※保育施設：保育所・認定こども園・小規模保育事業

【対象者】

以下のすべてに該当する方

- (1) 令和2年4月1日以降に、市内の保育施設に保育士として新規で採用された方
- (2) 奨学金を利用して保育士の資格を取得し、自ら返済している方
- (3) 類似の補助制度を受けていない方
- (4) 常勤職員又は1日6時間以上かつ1か月20日以上勤務する方（それと同等の勤務条件と市長が認めるものを含む。）
- (5) 保育施設を設置し、又は運営している事業者の役員ではない方

【補助対象期間】

補助対象となった日の属する月から、最長で36か月

※育児休業等の期間は除く

【補助対象額】

年度ごとに自ら返済した額の2分の1（最大補助上限額20万円）

最長補助対象期間36か月で最大60万円

※1円未満切り捨て



綾瀬市のマスコットキャラクター あやびい

【対象となる奨学金】

- ・日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ・社会福祉協議会の生活福祉資金のうち教育支援資金（教育支援費及び就学支度費）

【申請手続き】



以下の書類を提出してください。

- （１）綾瀬市保育士奨学金返済補助金交付申請書（第１号様式）
- （２）雇用証明書（第２号様式）※在勤の園が記入
- （３）保育士証の写し
- （４）奨学金の貸与を受けていることを証明する書類の写し

※申請は年度ごとに必要です。

※申請内容に変更が生じた場合は、速やかに下記までご連絡ください。

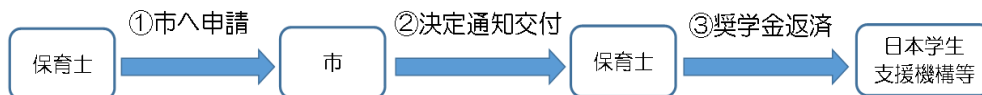
【返済完了後の手続き】

申請年度の返済が完了したら、以下の書類を提出してください。補助金は、手続き完了後にお支払いします。

- （１）綾瀬市保育士奨学金返済補助金実績報告書（第５号様式）
- （２）雇用証明書（第２号様式）※在勤の園が記入
- （３）奨学金を返済したことを証明する書類の写し
- （４）補助金等交付請求書（第５号様式）

【申請から補助金交付までの流れ】

●申請から返済（就労後）



●返済完了後から補助金交付（年度末）



綾瀬市保育士奨学金返済補助金 Q&A も下記よりご確認ください。



【問い合わせ】

綾瀬市役所 保育課 保育・学童担当
〒252-1192 綾瀬市早川 550 番地
Tel：0467-70-5615（直通）
E-mail：wm.705615@city.ayase.kanagawa.jp